

平成30年度 第9回吹田市建築審査会議事録

開催日時 平成30年12月26日(水) 午前10時

開催場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

出席委員 稲田会長 志摩職務代理 井川委員、井上委員、榊委員

建築審査会次第

- 1 開会
 - 2 吹田市挨拶
 - 3 議案審議
議案第24号
議案第25号
 - 4 報告事項
 - 5 その他
-

会長 定刻になりましたので、審査会を開催いたします。7名中5名の出席となるため、会議は成立しております。本日の議事録の署名は、志摩委員、井川委員にお願いします。それでは、事務局の方より第24号議案の説明をお願いします。

第24号議案説明

申請者	〇〇〇〇
申請地	〇〇〇〇
予定建築物	一戸建ての住宅
該当適用条文	建築基準法第43条第2項第2号

会長 ただ今の事務局の説明についてのご質問、ご意見はございますか。
委員 付近見取図によると申請地周辺は道路整備がされている状況ですが、この地域は戦前に耕地整理を行ったのでしょうか。

事務局 その通りです。

委員 法第43条第2項第2号を適用する空気を後退した後の側溝はどのように計画されていますか。沿道の雨水処理は適切に行えますか。

事務局 申請地の隣接地前の既設U型側溝からは、既設雨水桝と今回新設する雨水桝へ排水する計画となっており、申請地の後退部分に新設するL型側溝からも各々の雨水桝へ排水する計画です。

委員 申請地北側の敷地は後退していますか。

事務局 北側敷地は、U型側溝は従前のままですが、法第43条が許可制度となる前の平成4年度に建築確認がおりており、当時建築主事の判断で後退を行っていたものと考えられます。

会長 他にご質問はございませんか。ないようですので、議案第24号について同意するものといたします。

会長 つづきまして事務局の方より、第25号議案の説明をお願いします。

第25号議案説明

申請者 ○○○○

申請地 ○○○○

予定建築物 一戸建ての住宅

該当適用条文 建築基準法第43条第2項第2号

会長 ただ今の事務局の説明についてのご質問、ご意見はございますか。

委員 今回、法第43条第2項第2号を適用する空地は、申請地より奥にも建築物が立ち並んでおりますが、申請地北側道路に接続する間口の空地幅員は現況の約2.0mから拡幅することはないのでしょうか。

事務局 間口の敷地は東西ともに建築基準法上の道路に接しているため、法的には後退を求めることができません。ご指摘の通り空地には建築物が立ち並んでおりますが、申請地南側の建築基準法上の道路へも通り抜けができる状況ではありません。

委員 今回は、東側、南側どちらの空地も後退させるのですか。

事務局 奥に建築物が立ち並んでおり、敷地が接する空地については全て後退を求めています。

委員 配置図に記載している申請地南側の「4000（一方後退）」は、申請地に関係ありますか。

事務局 申請地には関係ありません。申請地西側の駐車場が建築基準法上の道路に接しており、南側空地部分での後退義務が発生しないため、将来、空地幅員4mを確保するため申請地南側の敷地に一方後退を求めています。

委員 2階平面図のホール上部が吹き抜けとなっておりますが、3階建てとはならないのでしょうか。

事務局 立面図を見ますと、吹き抜け部分上部に窓を設けており、ホールへの明り取りのための吹き抜けかと考えられます。また断面図によりますと、軒から最高高さまでの高さは2238mmであり、居室とするには天井高さが不足していると考えられます。

会長 他にご質問はございませんか。ないようですので、議案第25号について同意するものといたします。それでは事務局より報告事項をお願いします。

事務局 報告事項 法第43条第2項第2号許可 2件

事務局 次回は2月6日（水）午前10時から特別会議室で開催を予定しています。

会長 それでは以上をもちまして第9回建築審査会を終了いたします。本日はありがとうございました。